○九州地方整備局告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　指定する道路の部分

区間　延長

松浦市志佐町浦免字大浜一九七番四から佐世保市江迎町栗越八七番一まで　一二・八四〇メートル　一〇二・七六キロメートル　七・二三三メートル

(四)　指定する期日　令和七年十二月十四日

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問主意書（有田芳生提出）

補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問主意書（鈴木庸介提出）

ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問主意書（鈴木庸介提出）

刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問主意書（藤原規眞提出）

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書（杉村慎治提出）

女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

タクシーの運賃改定に関する質問主意書（堀川あきこ提出）

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問主意書（八幡愛提出）

使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問主意書（佐原若子提出）

六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問主意書（佐原若子提出）

「責任ある積極財政」に関する質問主意書（江田憲司提出）

質問書転送

十二月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＳＳ（サービスステーション）を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問主意書

日韓の文化財返還問題に関する質問主意書

太陽光発電と建築基準法に関する再質問主意書

特別児童扶養手当の所得制限に関する質問主意書

「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書

「リサイクル燃料貯蔵（株）に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問主意書

米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政府案に関する質問主意書

存立危機事態に関する質問主意書

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書

中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改善策に関する質問主意書

アクワイアラ制度の公共性に関する質問主意書

法医人材の育成及び確保に関する質問主意書

ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する第三回質問主意書

会議

十二月十一日（木曜日）　午後四時　本会議

国立国会図書館規則第三号

○国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十一日

国立国会図書館長　倉田　敬子

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第五号中「本館第二閲覧室」の下に「、グループ研究室」を加える。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ブルキナファソの国祭日につき、十二月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、令和８年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

令和７年12月12日

人事院事務総長　佐々木雅之

記

１　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、信用協同組合、信用協同組合連合会、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、監査法人、弁護士法人、損害保険料率算出団体、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、認可金融商品取引業協会、自主規制法人、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）及び法第２条第５号の規定に基づき人事院が指定する法人

２　応募手続

(1)　交流派遣（国の機関から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の機関の職員の年齢及び必要な経験等

②　当該民間企業における地位及び業務内容

③　希望する労働契約の期間

④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国の機関に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

③　希望する職務内容

④　希望する任用期間

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

３　参考

国と民間企業との間の人事交流制度、交流を希望する国の機関とその職務内容及び電子メールによるオンライン応募を含めた手続の詳細については、人事院のインターネットホームページ（https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu.html）を参照のこと。

４　応募に関する問合せ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班

〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３　中央合同庁舎第５号館別館（令和８年１月23日以前の所在地）

〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３　虎ノ門アルセアタワー（令和８年１月24日以降の所在地）

電話番号：（03）3581―5311（代表）

E-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp